

※マイナンバーカードは有効期限内かつ、電子証明（５年毎に更新が必要）が有効であるものに限りま

【個人番号の利用目的について】 当組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収事務で利用する。 ※各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き組合業務の目的以外で利用することはありません。	組合記入欄	受付印	被保険者番号
			備 考
			処理・連動日： 適用除外日： 書発行： 共通：

《資格取得（従業員組合員）の注意点》

＜提出前にご確認ください＞

○下記の加入要件をすべて満たしていますか。

①住民票が沖縄県内にあること

②**医師以外の**医療従事者であること（※勤務医師（非会員）加入の場合除く）

③（家族が加入する場合）従業員組合員と住民票上で住所が同じであること

※修学の為、一時的に住所が別となっている場合は、在学を証明できるもの（在学証明書等）
をご提出いただくことで、家族として加入することができます。

○当組合は自家診療の給付の制限をしています。

（組合規約第11条抜粋）

被保険者が、自己の属する保険医療機関又は保険薬局について受ける診療については、
特別の理由があるものとして理事会において承認したもののほか、療養の給付を行わない。

○同一世帯で市町村国保と医師国保の混在はできません。（国民健康保険法第19条第1項）

法律により、世帯単位の加入が義務付けられていますので、同一世帯で家族の方が市町村国保に加入している場合は、全員で当組合に加入していただくか、全員で市町村国保に残るかのどちらかになります。

※社会保険〔協会けんぽ、組合健保、各種共済組合〕に加入している方を除く。

＜適用除外承認申請書について＞

当組合加入後の年金の種類が厚生年金である方は「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の届出が必要となります。ただし、申請は「適用を受ける日」から5日以内に管轄の年金事務所へ届出を行うことになっており、5日以上経過している場合には適用除外申請を年金事務所が受理しない可能性がございます。その場合は社会保険へ強制加入となり、当組合へ加入することはできません。なお、当組合におきましても、事業所の方からの申請が遅延されている事例に関しましては、適用除外申請をお受けできない場合がございますのでご注意ください。

※ 適用除外申請後、「適用除外承認証」が届いたらコピーを速やかに本組合へご提出ください。

※ 保険証の発行が遅れる可能性がありますのでご注意ください。

沖縄県医師国民健康保険組合

〒901-1105

南風原町字新川218-9

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

添付の書類にお忘れはありませんか？

医師国保加入手続きの際にご提出頂く書類は以下の通りです。

提出物にお忘れがないか、改めてご確認くださいませようお願い致します。

- ☐ (資第 1-3 号様式) 国民健康保険者資格取得届
- ☐ ①住民票謄本 (世帯全員が記載されたもの)
※ 1 マイナンバーが記載された住民票の場合は、⑥は不要です。
- ☐ ②念書 (資第 2 号)
- ☐ ③健康診断書 (資第 3 号)
- ☐ ④雇用状況が確認できる書類のコピー (雇用契約書、給与明細票等)
- ☐ ⑤非常勤職員確認書 (非常勤職員の場合)
※ 2 非常勤職員とは労働時間が常勤職員の概ね 4 分の 3 未満もしくは、勤務日数が常勤職員の概ね 4 分の 3 未満である者をいいます
- ☐ ⑥マイナンバー確認書類 (加入者全員分の「通知カード」又は、「個人番号カード」の写し) ※ 1
- ☐ ⑦従業員組合員の本人確認書類 (「運転免許書」又は、「パスポート」の写し)
- ☐ ⑧法人事業所及び、個人事業所で常勤従業員が 5 名以上の場合は「健康保険被保険者適用除外承認申請書」のコピー
※ 3 医師国保の資格取得日より所轄の年金事務所にて 5 日以内に手続きが必要です。個人事業所で医師国保に加入する従業員が 5 名未満の場合は不要です。

マイナ保険証をご利用される方へ

資格取得届をご提出後、データ登録が完了するまではマイナ保険証で医療機関等を受診することができませんのでご注意ください。

なお、データ登録につきましては資格取得届が提出されてから、5 日程度で完了します。データ登録が完了次第、「資格情報のお知らせ」を郵送いたします。

※資格取得届を資格取得日より前に提出された場合には、資格取得日から 5 日程度でデータ登録が完了します。

また、資格取得後に初めてマイナンバーカードにより医療機関等を受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として資格取得後の情報が登録されていることをご確認ください。

※マイナンバーカードは有効期限内かつ、電子証明 (5 年毎に更新が必要) が有効であるものに限り
ます。